

○公立大学法人新見公立大学授業料免除等取扱基準

平成22年4月1日

基準第6号

改正 平成24年4月1日基準第6号

平成26年4月1日基準第6号

平成27年4月1日基準第6号

令和2年4月1日基準第6号

令和2年4月1日基準第6号

(趣旨)

第1条 この基準は、公立大学法人新見公立大学授業料減免及び徴収猶予に関する規程（平成22年規程第70号。以下「規程」という。）第2条及び第3条の規定に基づく授業料免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の総額)

第2条 この基準による授業料免除の総額は、当分の間、新見公立大学の学生に係る授業料収入予定額の5.0%に相当する額の範囲内とする。なお、授業料収入予定額とは在学学生（休学中の者を除く。）の数（前期分は当該年度の5月1日現在、後期分は11月1日現在）に、免除の対象ごとの授業料（半期分）の金額を乗じて得た額をいう。

2 前項の在学学生の数には、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する授業料等の減免を受けている者を含む。

(免除の対象)

第3条 本人から申請のあった者のうち、次の基準を満たした場合は、免除の対象とする。

(1) 規程第2条第1項の規定による免除は、次条に規定する家計基準及び第7条に規定する学力基準

(2) 規程第2条第2項の規定による免除は、第4条の2に規定する家計基準

(家計基準)

第4条 規程第2条第1項の規定による「学資の負担が困難」の認定は、その者の属する世帯の1年間の総所得金額（以下「総所得金額」という。）が、別表第1による半額免除に係る収入基準額以下の世帯に属するかどうかにより行う。ただし、大学院に在学する者のうち、次のいずれにも該当する者については、独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で判断する。

(1) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

(2) 父母等と別居している者

(3) 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

第4条の2 規程第2条第2項の「学資の負担が困難」の認定は、その者の属する世帯の1年間の所得のほか特別事情に起因する所得又は被害等を考慮し、総所得金額が、別表第2による全額免除に係る収入基準額以下の世帯に属するかどうかにより行う。

（総所得金額の算定方法）

第5条 総所得金額の算定は、別紙1に定めるところにより行う。

（災害等を受けた場合の所得及び特別控除）

第6条 規程第2条第2項の規定による災害等による所得の判定等は、別紙2に定めるところにより行う。

（学力基準）

第7条 規程第2条第1項の規定による「学業優秀」の認定は、学業の到達水準が次に定めるところのいずれかに該当するかどうかにより行う。

(1) 学科1年次生

ア 高等学校から提出された調査書の評定平均値の平均が3.5以上又は入試成績が上位2分の1以内の者

イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者

ウ 国際バカロレア資格、アビトゥア資格又はバカロレア資格（フランス共和国）を有する者

エ 専修学校から提出された高等課程調査書の評定平均値の平均が3.5以上の者

オ 社会人で調査書の交付の受けられない者にあつては、家計基準に基づく評価

カ アからオまでと同等以上と認められるもの

(2) 学科2年次生以上

ア 当該学部・学科における各年次までの標準修得単位を満たしており、かつ、当該学部・学科における学業成績が上位2分の1以内の者

イ 編入学、転入学者等途中年次へ入学した者にあつては、当該学部・学科において前号の規定と同等以上と認められるもの

(3) 大学院1年次生

ア 出身大学等の学業成績が平均水準以上の者

イ 社会人にあつては家計基準に基づく評価

(4) 大学院2年次生

本人の所属する研究科（専攻）における基準単位を修得し、かつその学業成績が平均水準以上の者

(5) 特別な事情のある者

母子家庭若しくは父子家庭、生活保護世帯等経済的な困窮度が著しく高い世帯に属し、特別な事情のある者で、学業の到達水準が第1号アにあっては3.4以上、同号イにあっては上位20分の11以内のものは、当該学科等の申出により特例として基準を満たすものとして取り扱うことができる。

(免除の対象年限等)

第8条 免除の対象年限は、卒業（修了）の要件である最短修業年限までとする。ただし、最短修業年限内であっても、同一年次に留まっている者（留学等による場合を除く。）は、免除の対象としないものとする。

(選考順位)

第9条 家計評価額（総所得金額から収入基準額を差し引いた金額）により、困窮度の高い者から順位を決定する。

(免除者の判定)

第10条 前条の規定による順位に基づき、免除者の判定を行う。

2 第3条の規定による基準を満たした者のうち、規程第2条第2項の「全額又は半額を免除」については、原則として、総所得金額から全額免除に係る「世帯人員」の区分に応じて該当する収入基準額を控除して得た額が0円以下の者には全額免除を適用し、その他の者には半額免除を適用する。

3 免除を必要とする学生が多いため、免除実施可能額を超えて免除を行う必要が生じたときは、経営審議会の審議を経て、免除実施可能額の範囲で全額免除を半額免除に振り替えて適用することができるものとする。

(徴収猶予)

第11条 規程第3条の規定による徴収猶予の取扱いについては、この基準の例による。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日基準第6号）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日基準第6号）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日基準第6号）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日基準第6号）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日基準第6号）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

半額免除に係る収入基準額表

（大学の学部・短期大学の学科）

区分		
世帯 人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

（備考） 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

（大学院修士課程）

区分		
世帯 人員	1人	1,820,000円
	2人	2,900,000円
	3人	3,340,000円
	4人	3,640,000円
	5人	3,930,000円
	6人	4,120,000円
	7人	4,320,000円

（備考） 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員

7人の収入基準額に加算する。

別表第2（第4条の2関係）

全額免除に係る収入基準額表

（大学の学部・短期大学の学科）

区分		
世帯 人員	1人	880,000円
	2人	1,400,000円
	3人	1,620,000円
	4人	1,750,000円
	5人	1,890,000円
	6人	1,990,000円
	7人	2,070,000円

（備考） 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに80,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

（大学院修士課程）

区分		
世帯 人員	1人	960,000円
	2人	1,520,000円
	3人	1,770,000円
	4人	1,920,000円
	5人	2,080,000円
	6人	2,170,000円
	7人	2,260,000円

（備考） 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに90,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別紙1(第5条関係)

総所得金額の算定方法等について

- 1 総所得金額とは、申請者の属する世帯の金銭、物品などの1年間の総収入金額から、(1) 必要経費、(2) 特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、1年間の総収入金額は、申請の前年1年間の額(奨学金は、申請の前年度1年間に実際に受けた額を申請の前年1年間の額とみなす。)によることとし、これにより難しい場合は、日本学生支援機構の取扱いの例による。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{総所得金額}} = \boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{特別控除額}} \\ \boxed{\text{家計評価額}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{収入基準額}} \end{array}$$

(1) 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱う。

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助手料、傷病手当金等を含む。)の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

- ・収入金額が1,040,000円以下のものは、収入金額と同額とする。
- ・収入金額が1,040,000円を超え2,000,000円までのもの
収入金額×0.2+830,000円
- ・収入金額が2,000,000円を超え6,530,000円までのもの
収入金額×0.3+620,000円
- ・収入金額が6,530,000円を超えるもの
2,580,000円

- (注) ・給与所得者が2人以上いる場合、この計算は、各人別に行う。
・同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後総所得金額を算定する。

② 商業、工業、林業、水産業所得

年売上高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分(たな卸資産)は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

③ 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの)の購入費を控除する。

なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額(粗収入)のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、全て前記の収入金額(粗収入)に加算する。

また、家計仕向け分(自家消費)も販売価格で換算して含めるものとする。

④ その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等)によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

⑤ 臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。

なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該授業料免除実施前6箇月における収入のみとする。

(2) 特別控除

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

区分	特別の事情	特別控除額		
A 世帯 を 対 象 と す る 控 除	① 母子・父子世帯であること。	490,000円		
	② 就学者のいる世帯であること。	小学校	80,000円	
		中学校及び中等教育学校の前期課程	160,000円	
			自宅通学	自宅外通学
		国立大学法人・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程	280,000円	470,000円
		私立高等学校及び中等教育学校の後期課程	410,000円	600,000円
		独立行政法人・公立高等専門学校	360,000円	550,000円
		私立高等専門学校	600,000円	800,000円
		国立大学法人・公立大学・公立大学法人	590,000円	1,020,000円
		私立大学	1,010,000円	1,440,000円
独立行政法人・公立修学校高等課程	170,000円	270,000円		

	私立専修学校高等課程	370,000円	460,000円
	独立行政法人・公立専修学校専門課程	220,000円	620,000円
	私立専修学校高等課程	720,000円	1,120,000円
③ 障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき 860,000円		
④ 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額		
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額 ただし、710,000円を限度とする		
⑥ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額		
⑦ 父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき380,000円 なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得額 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない		
B 本人を対象とする控除	自宅通学 280,000円 自宅外通学 720,000円		

- 備考 1) A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。
- 2) A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除(国立大学法人の学校に係るもの)は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、B欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合はB欄の金額と授業料納入金額との合計額がA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない

い範囲内で授業料納入金額を加算することができる。

- 3) 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。
- 4) A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合には、それらの特別控除額を合わせて控除することができる。

2 家計の判定に当たっては、本人が受けている奨学金のうち給付奨学金のみを総所得金額に加算するとともに、本人の授業料相当額を特別控除の対象としない。

別紙2(第6条関係)

災害等を受けた場合の所得及び特別控除について

1 災害等を受けた場合による所得の判定等は、次の規定により認定する。

(1) 学資負担者の死亡又は学資負担能力の欠如の場合の所得額の認定

① 死亡：残された家族(世帯)の所得により判断

前年に収入のあった者が申請時現在、死亡又は転出をしている場合(生計を一にしなくなっている場合)は、その者の死亡前又は転出前の所得については、世帯の総所得金額に算入しない。

ただし、営業所得のように名義変更のいかんを問わず、その世帯としてその生産手段による収入が引き続きあるときは、世帯の総所得金額に算入する。

② 休職：休職の期間、その間の給与等を会社からの証明書や学資負担者の申立書、面接等により確認の上判断

③ 転職：前年の中途又は今年新たに就職、転職(開業、転業等を含む。)した場合は、申請時現在の転業の月収及び賞与等を考慮の上、前年の所得金額に見合った額を推算

給与所得者で前年の所得に見合った額を推算する場合、申請時現在の職業の月収の15箇月分を当年の推定年収とし、それから1パーセントを減じたものを前年の年収とみなし、所得金額を推算する。

また、パート等の場合は、平均月収の12箇月分を前年の年収とみなし、所得金額を推算する。

給与所得以外の者については、申請時現在の月平均所得の12箇月分を前年の所得金額と推算する。

④ 失業：申請時現在失業している場合は、前年に収入があっても、失業前の職業による収入は総所得金額に算入しないが、雇用保険金受給中(受給予定者を含む。)の場合は、受給額(見込額を含む。)を総所得金額に算入する。

なお、失業中の場合は、失業の年月及び理由、現在の生活費の出所及び月額、健康状態、就職の見通し等を明らかにすること。

(注) 1) 申請の前年1年間に災害等により生産手段(田、畑、店舗等)に被害を受けたため、収入が減少している場合は、収入を減ずるのではなく、「(2) 災害による特別控除額」として取り扱う。

2) これにより難しい場合は、日本学生支援機構の取扱いの例による。

(2) 災害による特別控除額の取扱い(別添資料参照)

「火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯」の控除

申請の前年から申請時まで被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期(2年以上。以下同じ。)にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限る。

控除額は原則として次のとおりとするが、保険金、共済金及び損害賠償金等によって補てんされた場合は、控除額から除く。

① 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料及び家具の購入費、修理費等とする。

(注) 単に被害額や復旧費をそのまま控除するのではないので注意。

なお、所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を控除して差し支えない。

② 生産手段(田、畑、店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減が予想される年間金額とする。

2 公的証明書が得られない場合の取扱い

風水害等の発生時期が授業料免除の決定直前であったり、公的機関等が被害に遭い、証明書がすぐに発行できないなど、申請時に公的証明書の添付のない者の被害額等は、「申告書」等(様式任意)に記入させ、又は必要に応じて事情聴取するなどして確認する。

(別添)被災状況による特別控除額の認定について

1 被害の確認及び長期にわたる支出増等

- ① 被害があつて は、被災(罹災)証明書等によりその事実を確認する。
② 長期にわたり支出増 は、別紙2の1の(2)の①のとおりとする。

(参考1) 別紙2の1の(2)の①中 最低限度 は、所得税の雑損控除の取扱いで、「別荘や宝石等貴金属、貴重品、骨董品、書画などの日常生活に通常必要としないもの」については控除の対象としない。

新たに家屋等を購入した場合は、購入価格そのものを特別控除とせず、下記2の①又は②による額を特別控除額とすること。

(参考2) 家屋借料の支出増の判断

- 1) 持ち家から借家に替わった場合
(礼金+月額賃料×12月)－企業等からの新たな給付額
- 2) 借家から借家へ替わった場合
({新たな借家の(礼金+月額賃料×12月)} - {旧借家の(礼金+月額賃料×12月)}) - 企業等からの新たな給付額

- ③ 長期にわたり収入減 は、別紙2の1の(2)の②のとおりとする。

2 別紙2の1の(2)の①の(注)の取扱いについて

- ① 確定申告を行い、雑損控除を行っている場合は、上記1の②に代えて、その雑損控除額を特別控除額とする。(確定申告書の写等で確認)
- ② 雑損控除を行っていない場合でこの方式により特別控除額を認定する場合は、以下の計算式及び別葉の「住宅、家財等に対する損害額の簡易計算」に基づき雑損控除額に相当する金額を算出し、特別控除額とすること。

(所得税法上の雑損控除額の算出方法)

- 1)

正味の損失額 その住宅や家財などについて 災害、盗難、横領によって(又 は伴って)生じた損失額	－	保険金や損害賠償 金などで補て んされた金額	－	所得税法上の 総所得等の額 の10%
--	---	------------------------------	---	--------------------------
- 2)

正味の損失額のうち <u>災害関連支出の金額</u>	－	50,000円
----------------------------	---	---------

1)、2)のいずれか多い方の金額を雑損控除額とする。

災害関連支出の範囲

- ・ 災害によって損壊した住宅や家財の取壊し、除去のための費用
- ・ 災害によって住宅や家財などが損壊したり、使用することができなくなった場合には、災害後1年以内に支出した次の費用
 - ア 土砂や損害物の除去のための費用

イ 住宅や家財の修繕費

ウ 住宅や家財の損壊防止のための費用

- ・ 災害によって住宅や家財に被害が生じ、又は被害が生じようとしているときに、その被害の拡大や発生を防止するための緊急措置費用

なお、損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年度以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除する。

別紙1 (第5条関係)

別紙2 (第6条関係)